

令和 2 年度  
(令和元年度執行分)

財政援助団体等監査結果報告書

取手市監査委員

## 第1 監査の概要

### 1 監査を行った監査委員

取手市監査委員 片 桐 弘 勝  
同 山 野 井 隆

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

### 3 監査の対象

令和2年度取手市監査実施計画に基づき、本年度は下表のとおり5団体(12施設)を監査対象とした。

対象団体及び実施日	監査事由(施設名)	所管課
日本環境マネジメント株式会社 令和2年6月25日(木)	指定管理者監査 「かたらいの郷」	高齢福祉課
(福)取手市社会福祉事業団 令和2年6月29日(月)	指定管理者監査 「ふれあいの郷」	高齢福祉課
(公財)取手市健康福祉医療事業団 令和2年7月2日(木)	出資団体監査 「緑寿荘」	高齢福祉課
TAC・HBS・アクアライフグループ 共同事業体 令和2年7月2日(木)	指定管理者監査 「取手グリーンスポーツセンター」	スポーツ 生涯学習課
(福)取手市社会福祉協議会 令和2年7月8日(水)	補助金交付団体監査 (社会福祉協議会運営費補助金)	社会福祉課
	指定管理者監査 ①老人福祉センターさくら荘 ②老人福祉センターあけぼの	高齢福祉課
	③いきいきプラザ・げんきサロン	健康づくり 推進課
	④障害者福祉センターあけぼの ⑤障害者福祉センターふじしろ ⑥障害者福祉センターつつじ園 ⑦こども発達センター	障害福祉課

#### 4 監査の内容

公の施設の指定管理者については当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務、出資団体については当該出資に係る出納その他の事務、補助金交付団体については当該補助金に係る出納その他の事務が関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また、所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等が行われているかを確認した。

#### 5 監査の方法

地方自治法第199条第7項及び取手市監査基準の規定に基づき監査を実施した。

監査に当たっては、対象団体に関係諸帳簿等、書類の提出を求め、補助職員による書類審査等の準備調査を行なうとともに、本監査においては、対象団体から資料等の説明を受け、質疑応答による監査を実施した。

#### 6 監査の期間

令和2年5月28日から令和2年7月8日まで

### 第2 監査の結果

上記による監査の結果は、各団体とも概ね適正に執行されたと認められ、また、前回の監査において問題があった団体においても全て改善されていた。しかし、ほかの項目においては、一部改善措置を要する軽微な事項があった。この事項については、本監査時に口頭で指導及び修正の確認を行ったため、団体別結果への記載は省略した。

なお、各団体監査結果の詳細は、下記のとおりである。

#### 1 日本環境マネジメント株式会社 【かたらいの郷】

公の施設の指定管理業務は協定書に沿って適切に管理されており、また、利用料金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

なお、約3ヶ月の休館による収入減は今後の経営に大きく影響することと思われるが、引き続き来館者に対する感染防止対策を行うとともに、階層別ニーズの把握や効果的なPRに取り組み、よりよい施設運営を行うことを望むものである。

#### 2 社会福祉法人 取手市社会福祉事業団 【ふれあいの郷】

公の施設の指定管理業務は協定書に沿って適切に管理されており、また、出納その他の事務の執行は、概ね適正に処理されたものと認める。

なお、財務諸表に計上されている賞与引当金については、「計算書類に対する注記」にも記載されたい。

また、入所者が安全な生活を送ることが出来るよう、更なる衛生管理と感染予防対策を行い、今後も安全かつ安心な施設であるよう、常に万全を期していただきたい。

3 公益財団法人 取手市健康福祉医療事業団 【緑寿荘】

出資金に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に処理されたものと認める。

また、専門職の人材確保が課題となっているが、稼働率とのバランスをとりながらよりよい運営ができるように努力することを望む。

あわせて、入所者が安全な生活を送ることが出来るよう、更なる衛生管理と感染予防対策を行い、今後も安全かつ安心な施設であるよう、常に万全を期していただきたい。

4 TAC・HBS・アクアライフグループ共同事業体 【取手グリーンスポーツセンター】

公の施設の指定管理業務は協定書に沿って適切に管理されており、また、利用料金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

なお、約3ヶ月全館休館となったことに加え、今年度の事業の中止・縮小も考えられるところであるが、新しい生活様式に添った自主事業を充実させ、よりよい施設運営が行われることを望むものである。

5 社会福祉法人 取手市社会福祉協議会

補助金に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に処理されたものと認める。

引き続き内部統制の強化に努めるとともに、効率的かつ効果的な事務執行に努められたい。

また、地域の方々が住み慣れたまちで安心して生活することができるよう、今後も地域の福祉増進に取り組んでいただきたい。

6 社会福祉法人 取手市社会福祉協議会(7施設)

【老人福祉センター さくら荘】，【老人福祉センター あけぼの】，【いきいきプラザ・げんきサロン】，【障害者福祉センター あけぼの】，【障害者福祉センターふじしろ】  
【障害者福祉センター つつじ園】，【こども発達センター】

公の施設の指定管理業務は協定書に沿って適切に管理されており、また、指定管理料に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に処理されたものと認める。

今後とも、内部牽制体制を充実させるとともに、効率的かつ効果的な事務執行に努められたい。